

# 豊能町いじめ防止基本方針

平成 29 年 9 月

豊能町・豊能町教育委員会

# 目次

はじめに

1. 基本理念	1
2. いじめの定義	1
3. 町が実施する事項	2
(1) 組織の設置	3
(2) 施策	3
4. 学校が実施する事項	4
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	4
(2) 組織の設置	5
(3) いじめ防止に関する措置	5
5. 重大事態への対処	6
(1) 重大事態とは	6
(2) 重大事態の報告	7
(3) 調査の主体と組織	7
(4) 調査結果の報告及び提供	8
(5) 町長による再調査等	8
*資料* 学校におけるいじめ事象への対応概念図	9
重大事態への対応フロー図	10

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成への重大な影響のみならず、児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

平成 25 年 6 月 28 日に公布され、同年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という。）は、これらの課題解決に向け、社会総がかりで、いじめ問題に対峙するための基本的な理念や体制について定められた法律です。

本町においては、法の施行とともに、平成 29 年 3 月 14 日に文部科学省から示された改定「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、本町におけるいじめ問題の克服に向けて取り組み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「豊能町いじめ防止基本方針」を策定しました。

## 1. 基本理念

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、関係者や関係機関が一体となって継続的な取組を進めることが重要です。いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけ、健全な成長に影響を及ぼす、人権にかかわる重大な問題です。いじめの防止対策は「いじめは決して許されない」ということを、児童生徒が十分に理解できるようにし、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

また、いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的にうけとめることができるような豊かな感性を身につけていくことが大事です。同時に規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければなりません。

本町においては、「いじめは決して許されない」行為であり、決して見逃すことなく、児童生徒が安心して学校生活を送れる環境づくりに努めるとともに、対等で豊かな人間関係を築くための教育を推進していきます。また、いじめは学校だけの問題ではありません。いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが重要であることを認識しながら、町、教育委員会、学校、家庭がそれぞれの役割を果たすとともに、地域社会、その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服するよう取り組むことを基本理念といたします。

## 2. いじめの定義

法第2条には以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさします。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。

### 3. 町が実施する事項

法では、地方公共団体が実施すべき事項として、主に次の4項目が規定されています。

- ① 地方いじめ防止基本方針の策定（法第12条）
- ② いじめ問題対策連絡協議会の設置（法第14条第1項）
- ③ 教育委員会の附属機関の設置（法第14条第3項）

町では、法及び平成25年10月11日に文部科学省から示された「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定平成29年3月14日）を踏まえ、町として、いじめ防止等のための基本的な方針を定めることによって、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめへの対処を迅速かつ体系的に行うため、「豊能町いじめ防止基本方針」を定めることとします。

また、いじめ問題等の防止対策の取組を進めたり、関係機関と連携をはかるため、次の組織を設置し、迅速かつ適切に対応するものとします。

## (1) 組織の設置

### ○豊能町いじめ・不登校対策協議会（＝いじめ問題対策連絡協議会）

目的：本町におけるいじめや不登校等の問題の解消および解消のための方策を検討し、いじめ防止、不登校対策に関係する機関や専門家と連携する。

構成員：教育委員会事務局職員、各校生徒指導主担当教員、教育相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等

### ○豊能町学校問題調査対策委員会（＝町教育委員会の附属機関）

目的：教育委員会といじめ・不登校対策協議会との円滑な連携の下にいじめ防止等のための対策を実効的に行うため組織する。また、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果をえられないと判断するとき、事実関係を明確にするための調査を行う。

構成員：法律、医療、心理、福祉又は教育等に関する専門的な知識を有する者から教育委員会が委嘱する。

### ○豊能町いじめに関する調査委員会（＝町長の附属機関）

目的：法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査を行う。

構成員：法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識を有する者から町長が委嘱する。

## (2) 施策

- いじめの未然防止や早期発見のための対策を推進するために必要な財政上の措置、人的体制の整備等の措置。
- いじめや不登校等に関する相談や通報を受け付けるための体制を整備し、関係機関や専門家との適切な連携、学校と地域、家庭が組織的に連携できる体制構築。

○ いじめの防止等の対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質能力向上のための研修及び心理、福祉等専門家の確保。

○ ネット上のいじめ問題の防止と対策、子どもの規範意識を養う保護者の責務等への支援と啓発。

教育委員会では、いじめ問題等をはじめとする学校問題の早期解決を図るため、「学校等支援指導員」や「学校問題調査対策委員会」より専門家を学校の要請に応じて派遣し、学校とともにその対応に当たります。

#### 4. 学校が実施する事項

法では、学校が実施すべき事項として、次の3点が規定されています。

① 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条）

② 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置（法第22条）

③ 学校におけるいじめに対する措置（法第23条）

学校はいじめ防止のため、法及び「豊能町いじめ防止基本方針」を踏まえ、学校の実情に応じて、学校におけるいじめ防止のための対策に関する基本的な方向や内容を「学校いじめ防止基本方針」として定めます。（上記①）

また、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てを可能にし、専門家の参画により、より実効的ないじめの解決に資するため、組織を設置します。（上記②）

##### （1）学校いじめ防止基本方針の策定

策定に当たっては、保護者、地域、関係機関等の参画を得て、次の基本的事項を盛り込んで策定します。また、取組の実施状況を学校評価の項目に位置付け、評価結果を踏まえて必要に応じて見直し、取組の改善を図ります。

- ・ いじめの早期発見の取組
- ・ いじめが認知された時の対応
- ・ 児童生徒、保護者等に対する相談体制
- ・ 校内体制（いじめ防止等の対策のための組織、生徒指導体制）
- ・ 保護者・教育委員会・関係機関等との連携
- ・ 年間計画（校内研修、生活アンケート、いじめ防止等に関連する取組）

## （2）組織の設置

### ○「学校いじめ防止等対策委員会」等の設置

目 的：いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

構成員：管理職、生徒指導担当教員、養護教諭、学年主任、担任、  
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

## （3）いじめ防止に関する措置

### ○いじめの防止

いじめ問題はどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、いじめに向わせないための未然防止に、教職員全体で取り組んでいかなければなりません。児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、主体的に考え、いじめに向わない態度・能力を育成していくために以下を留意して取り組みます。

- ・ 道徳教育・人権教育・社会性を育む取組の充実
- ・ いじめが人権侵害や刑事罰の対象となり得る許されないものであるという共通理解
- ・ 学校のいじめ防止対策組織が容易に認識される取組の推進
- ・ 配慮を必要とする児童生徒への共通理解と適切な支援

### ○早期発見

学校は日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、ささいな兆候であって

も、いじめではないかと疑いをもって早くから複数の教職員で関わり、いじめを積極的に認知していくことが大切です。定期的なアンケート、教育相談、家庭との連携などで得たいじめに関する情報は、学校の教職員全体で共有する必要があります。

#### ○いじめに対する措置

教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ防止等対策委員会等にいじめにかかる情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければなりません。対策委員会等において情報共有を行った後、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定して、被害児童生徒を守らなければなりません。

また、いじめが解消している状態とは次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ・いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当期間（少なくとも3か月を目安とする。）継続していること。

- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 5. 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

1. いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
2. いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○生命、心身又は財産に重大な被害とは

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

○相当の期間とは

- ・ 国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としているが、日数だけでなく、児童生徒の個々の状況を十分に把握し「疑い」が生じた段階で調査を開始し、速やかに対応しなければなりません。
- \* 児童生徒や保護者からいじめられて重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

## (2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに町教育委員会に報告し、町教育委員会は、町長に事態発生について報告します。

学校 ➡ 町教育委員会 ➡ 町長

## (3) 調査の主体と組織

町教育委員会は学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断します。

### ①学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設しているいじめの防止等の対策のための組織「学校いじめ防止等対策委員会」等が調査を行います。町教育委員会は、必要な指導・助言、人的配置等の適切な支援を行います。

## ②町教育委員会が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教育委員会の附属機関である「豊能町学校問題調査対策委員会」を調査機関として、専門的な知識及び経験を有する第三者でもって、重大事態の事実関係を明確にするための調査を行います。

## (4) 調査結果の報告及び提供

調査結果は、速やかに町長に報告を行います。学校が主体となって調査を実施した場合は、町教育委員会を通じて町長に報告します。

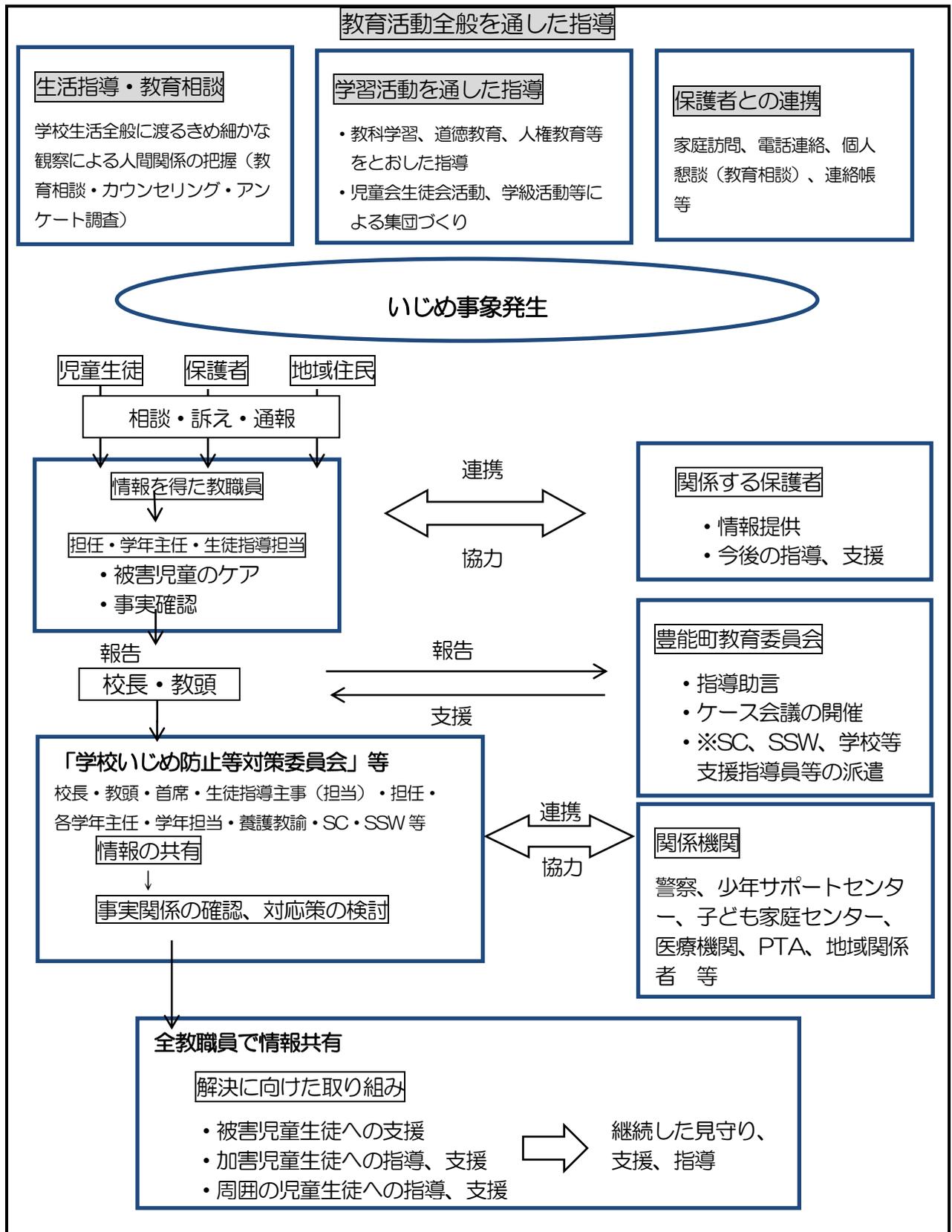
学校 ➡ 町教育委員会 ➡ 町長

学校又は町教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査より明らかになった事実関係等について説明します。

## (5) 町長による再調査等

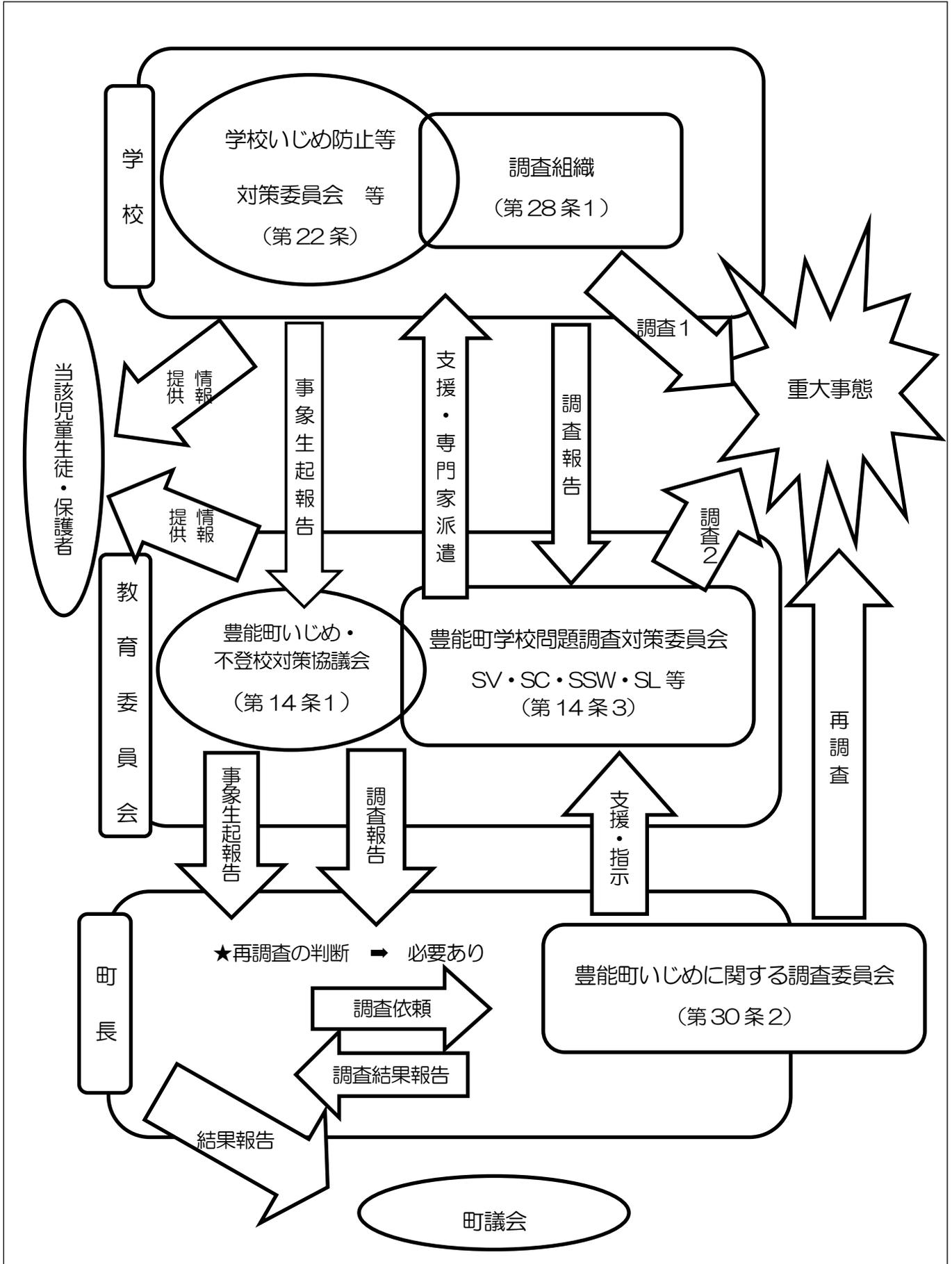
- ① 上記の調査結果を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について再調査を行います。
- ② 再調査は、公平性・中立性をはかるため、法第30条第2項に基づき、「豊能町いじめに関する調査委員会」が行います。
- ③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、町長は適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。
- ④ 町長は、法第30条第3項に基づき、町立学校の再調査の結果を議会に報告し、再調査の結果を踏まえ、町立学校に対して当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

# 学校におけるいじめ事象への対応概念図



※ SC（スクールカウンセラー：臨床心理士） SSW（スクールソーシャルワーカー：社会福祉士）

重大事態への対応フロー



\*SV (スーパーバイザー：教育専門主事) SL (スクールロイヤー：弁護士)

